

平成29年 第13回宇都宮市教育委員会会議録

- 1 日時 平成29年10月20日（金） 開始時刻 午後1時30分
- 2 場所 宇都宮市役所13階 教育委員室
- 3 出席者 水越教育長，大場委員，伊藤委員，山田委員，清島委員
- 4 説明員 水沼教育次長，小堀学校教育担当次長，梓澤教育企画課長，
富山総務担当主幹，猪瀬学校管理課長，栗原学校教育課長，
増山児童虐待対策担当主幹，荒木学校健康課長，増淵生涯学習課長，
松本文化課長，今平文化財活用推進担当主幹，阿部スポーツ振興課長，
田中教育センター所長
- 5 書記 大出課長補佐，田上副主幹，本田係長，横塚係長，関総括，渡邊主任
- 6 傍聴者 1名
- 7 議題
 - (1) 審議事項
 - 議案第32号 平成30年度教育委員会当初予算編成方針について
 - 議案第33号 指定管理候補者の選定について
 - 議案第34号 平成30年度宇都宮市立小・中学校教職員定期異動に係る基本的な考え方について
 - 議案第35号 宇都宮市いじめ防止基本方針（改訂案）について
 - (2) 協議事項
 - 協議第3号 第2次学校教育推進計画（素案）について
 - 協議第4号 （仮称）宇都宮市歴史文化基本構想（素案）について
 - (3) 報告事項
 - 報告第53号 教育行政相談の内容と対応について
 - 報告第54号 学校等事件・事故について
 - 報告第55号 平成29年度「全国学力・学習状況調査」の結果概要について
 - 報告第56号 「児童虐待の防止と対応の手引」の改訂について
 - (4) その他
 - ① 人材かがやきセンター主催講座（前期）の実施状況について
 - ② 「第6回南としょかん祭」の開催について
 - ③ 宇都宮城址まつり伝統文化と歴史の祭典の開催について
 - ④ 宇都宮氏ゆかりの地をめぐるウォークラリーの開催について
 - ⑤ 第40回宇都宮市小学校特別支援学級合同収穫祭の開催について

8 議事の内容

教育長

ただいまから平成29年第13回宇都宮市教育委員会を開会する。
本日の会議録署名委員は大場委員、伊藤委員とする。
第12回教育委員会の会議録についてご意見などあるか。
(特になし、全員了承)

教育長

それでは、大場委員、清島委員に署名をお願いします。
(会議録に署名)

教育長

協議第3号、協議第4号及び報告第53号、報告第54号は、意思形成過程及び個人情報が含まれているものであるため、非公開としてよろしいか。
(全員賛成)

教育長

全員賛成なので、これらについては非公開とする。

教育長

それでは、審議事項に入る。

議案第32号「平成30年度教育委員会当初予算編成方針について」説明願う。

総務担当主幹

【説明要旨】

- 本市の「平成30年度当初予算編成方針」に基づき、「平成30年度教育委員会当初予算編成方針」を決定する。
- 基本的な考え方
 - ・教育委員会では、「第2次学校教育推進計画」や「第3次地域教育推進計画」等の各種計画策定を進めているほか、投資的経費として新設小学校や文化・体育施設の大型建設事業を見込んでおり、これらを踏まえた行政資源の再配分が必要となる。
 - ・予算編成にあたっては、経常的経費は一般財源ベースで前年度比1.4%の削減、経常建設事業は事業費ベースで前年度比20%の削減を目指すため、既存の施策・事業を抜本的に見直し、必要性や優先性を十分見極めながら必要な経費を積算し、現在策定中の諸計画の初年度として新たな取組が着実に実現できるよう、予算編成に取り組む。
- 取組方針
 - ・教育内容・方法の充実を図るため、小学4年生の35人学級への対応、小学校英語の教科化に向けたALTの配置拡充等やスクールソーシャルワーカーによる支援体制の充実、不登校対策への対応などに取り組む。
 - ・児童生徒の良好な学習関係を確保するため、テクノポリスセンター地区新設小学校の平成33年4月開校に向けて施設整備を着実に進めていくとともに、学校施設老朽化対策や学校トイレ洋式化、ICT機器整備などに計画に取り組むほか、教育情報システム更新に取り組む。
 - ・部活動における多様な活動機会の充実や教職員の負担軽減を図るため、これまでの「地域指導者」を活用しつつ、新たな「部活動指導委員」の導入・活用に取り組む。

- ・児童の健全育成を図るため、宮っ子ステーション事業にかかる施設の計画的な整備や指導員の確保に取り組む。
- ・市民の学習活動や文化・スポーツ活動環境を充実するため、図書館情報システム更新や美術館改修、宮原運動公園再整備、北西部地域体育施設整備、国体競技会場施設の整備・改修などの計画的な施設整備に取り組む。
- ・郷土愛の醸成や都市の魅力向上を図るため、市民共有の「地域の宝」を守る仕組みづくりや、日本遺産認定を見据えた情報発信や周知啓発事業、情報交流拠点機能の検討に取り組む。
- ・財源確保にあっては、国・県支出金の積極的な導入、収納対策の強化、自主財源当の確保に努める。

教育長

説明は以上だが、質疑などはあるか。

伊藤委員

基本的な考え方の記載内容の質問だが、「家庭や地域の教育力向上については・・・」の一文について、「地域の教育力」のことは後の文章に記載されているが、「家庭の教育力」のことは記載されているのか。

生涯学習課長

家庭の教育力向上についても、「今後さらに市民の活動が活発化し・・・」の文章に続いていくものだが、具体的に分かるよう再検討させていただく。

伊藤委員

次に意見になるが、部活動の部分で、「地域指導者」を活用して「部活動指導員」の導入・活用するというところで、非常に結構なことに取り組んでいただいていると考えている。財源確保の徹底の面でも、国・県支出金の積極的な導入を図るとのことだが、そもそも国や県が進めているものなので、取り組むべきものであり、市としても国や県から補助が出るよう求めていくことで、内容も含めてさらに拡充し、予算化していただきたいと思うので、よろしく願いたい。

学校健康課長

ご指摘の通りである。現在、国では予算の概算要求をしているところで、県にも確認したが、そういった部分で対応などは検討しているとのことであった。市としても、こうした動きと擦り合わせをしながら進めていきたいと考えている。

大場委員

昨年度や一昨年度からの継続的なものが多くなっているが、来年度に向けた新たな取組について教えていただきたい。

教育次長

まさに現在、各課が最終的な調整をしているところなので、予算編成の案が固まった段階で、新規事業について示したいと思う。

教育長

予算編成方針は大枠や骨子であるので、具体的なものまでは見えてこない。

教育長

それでは、「家庭の教育力向上」にかかる記載については、一部表現を修正させていただくことで、議案第32号を決定してよろしいか。

(全員了承)

教育長

議案第32号を決定する。

教育長

次に、議案第33号「指定管理候補者の選定について」説明願う。

総務担当主幹

【説明要旨】

○平成30年度に指定管理者を新規導入する施設の候補者を選定する。

○対象施設は河内騒動運動公園であり、「指定管理者選定委員会」にて資格審

査と提案審査を行い、「株式会社オーエンス」を指定管理候補者として決定した。

○12月市議会にて関係議案を提案し、指定管理者の指定を行い、平成30年4月から指定管理者による施設の管理運営を行う予定となる。

- 教育長
伊藤委員 説明は以上だが、質疑などはあるか。
公園で落木などがあるが、河内総合運動公園の管理運営にはそういった対応も含まれているのか。
- 総務担当主幹
伊藤委員 施設の管理運営として含まれる。
指定管理料が単純計算すると1か月で1500万円程度となるが、それなりのことをしてもらわないといけないと感じたので、質問した。
- 教育次長 河内総合運動公園は、ドリームプールかわちと、栃木SCが練習している陸上競技場、その他に多目的広場、さらには遊具が置いてある子どもの遊び場、樹木がある総合的な公園なので、それらを含めて管理運営をすることもあり、通常のものと比較すると上限額が高い設定になっている。
- 伊藤委員
教育次長 管理運営で問題が生じた場合の賠償責任はどうなっているのか。
現場責任はもちろん指定管理者の責任であるが、最終的な管理者は市になるので、そういった部分では市が負う部分もある。
- 清島委員 現状の管理者が同じなのかは分からないが、ドリームプールかわちでは苦情など市民対応が重要なので、そういった部分も含めてしっかりやっていただきたい。
- スポーツ振興課長 課題の1つに苦情などに対する市民への丁寧な対応があり、こうしたことに対応可能な業者ということで、苦情対応のマニュアルや社員教育がしっかりとしている業者が審査の点数を伸ばすことになった。
- 教育次長 河内総合運動公園はこれまで市が直営で管理運営をしており、市職員が個々の委託業者を使って管理していたものを、今回初めて総合的に指定管理者制度を活用するものである。指定管理者制度については、当初は3年間の期間を設け、3年間の終了した後に再度内容について検討し、より良い総合的な管理を行うために、その次からは5年間に期間を延ばしていく形で実施している。今回、河内総合運動公園では初めて導入することもあり、1つはスポーツ振興課長が申し上げた周辺住民に対する配慮、そして、一番ベースになるのはトータルとしての施設の管理運営が円滑かつ適正にできるかというところを総合的に見て、今まで市も管理運営の中で不足している点や民間の力で向上する点などを視点にして指定管理候補者の評価を行ったところである。そういった意味では、株式会社オーエンスは、サービスの向上の点数が最上位、合計得点も最上位であることを意識したほか、危機管理の部分も含めて評価した結果、指定管理候補者として提案した。
- 教育長 このとおり決定してよろしいか。
(全員了承)
- 教育長 議案第33号を決定する。
- 教育長 議案第34号「平成30年度宇都宮市立小・中学校教職員定期異動に係る基本

的な考え方について」説明願う。

学校教育課長

【説明要旨】

○県の異動方針を基に、市としての異動にかかる基本的な考え方を決定する。

○本市教職員の異動にかかる現状について

- ・多くの教職員が様々な環境で経験を積むことで資質の向上が図られるよう、現在は勤務年数の上限を7年として異動事務を行っている。
- ・年齢が50代の教職員の割合が多く、退職者数を勘案すると毎年度100人以上の新規採用者が必要となり、当面二極化の傾向が続く。
- ・他市町との異動状況は、個々の事情も勘案して慎重に進めていく。
- ・特別支援学級については、インクルーシブ教育の実現に向け、各学校の核となるような人材育成に努めていく。
- ・特色ある教育活動推進のための教職員の配置は積極的に進め、今後も特色ある教育活動の推進、勤務意欲の向上、学校教育の活性化を図っていく。

○今回の基本方針

- ・異動希望の有無にかかわらず適材適所の配置に努める。
- ・多様な職務経験を通じて、地域や校種間及び特別支援学級との人事交流を推進する。
- ・高い識見を有し、優れた指導力を発揮できる人材を管理職者として登用し、地域等の実情に応じた配置に努める。
- ・教職員組織の年齢構成を考慮した教職員の配置に努める。
- ・学校経営ビジョンの具現化と特色ある学校づくりを推進するため、教職員の特性を考慮した配置に努める。

教育長

説明は以上だが、質疑などはあるか。

伊藤委員

特色ある教育活動推進のための教職員の配置は、平成26年度から30人前後の異動があるが、これまで実績でこういった点が良かったというような声が挙がっていれば、具体例を1～2例ほど教えていただきたい。

学校教育課長

例えば道徳について内地留学を通して大学などで勉強し、それを活かしたいと考える先生が、今年度は陽南地域学校園が道徳の研究指定であるが、そういった学校に異動して研究を促進する例がある。それは先生本人にとっても学校にとっても非常に良かったという声が聞かれている。その他、部活動の指導などでも実現しており、本人や学校にとって指導者の穴が埋まるほか、本人も意欲的に自分の良さを活かすことができるという声が聞かれている。

山田委員

多様な職務経験を通じてとのことで、勤務年数の上限が7年と決められているが、こうした考え方を導入して5年経過しているので、検証などは行っているのか。特に、小学校が6年間であることを考えると、7年が限度では意外と5年目ぐらいから腰が折れてしまうという話を聞くこともある。こうした体制についての問題点や教職員への理解という点で検証をしたことはあるのか。

学校教育課長

勤務年数の上限が7年での異動というのは、本市独自のものであり、県としては10年となっている。本市も以前は10年としていたが、上限を7年としつつ

も原則であるので、例えば5年生の担任をした中で7年を迎えたが、クラスや保護者の対応で卒業まで見た方がよいのであれば、もう1年間ということも特例として認めている。それは上限が10年間の時もそうであり、そうすると11～12年間同じ学校に在籍する教職員もいた。そのため、市全体の異動が非常に窮屈になってしまったこともある。また、先ほど説明したが、異動が最大の研修であるとの考え方もあり、教職員の成長を考える際には、新たな環境の中でこれまで見えなかったものが見えるようになることや、自分の力を発揮できなかった部分が異動により発揮できるようになることも出てくる。教職員は通算30年間程度であるので、それを10年間で区切ると2、3回程度しか異動できないことになるが、本人の成長の点では、7年で異動することが良いという声も聞かれている。逆に長く在籍することについては、地域の実情などをよくわかっている先生が異動となると、管理職の立場としては、そういった先生方にはもう少し長くいてほしいという声も聞かれた例はある。異動の上限については、全てが丸く収まっているものではないが、大量退職・大量採用の時代であるので、異動を研修・人材育成の機会と捉え、今後もこの方針で進めていきたいと考えている。

大場委員 校長先生については、同一校在任期間を配慮するとあるが、私が知る限り、校長先生は短い期間で異動されるケースが多いと感じる。どのくらいの期間を目安として配慮しているのか。

学校教育課長 管理職については、よほどの特例でない限り2～4年間を目安にしている。

大場委員 その期間は長いのか短いのか。

学校教育課長 校長先生の声を見ると、3年程度がちょうどいいという声が多く聞かれる。校長として同一校での在任が1年であると、1年やってみて次年度に何かをしたいと思ってもできないので、少なくとも2年以上は在任したい。しかしながら、5、6年目となった時には、やはり新しい学校で新しい取組を試みたいなど、違う学校で校長としての経験を積みたいということもあり、現在のところは、同一校で5、6年も在任したいという声は聞いたことがない。

教育長 このとおり決定してよろしいか。

(全員了承)

教育長 それでは、議案第34号を決定する。

教育長 議案第35号「宇都宮市いじめ防止基本方針（改訂案）について」説明願う。

学校教育課長

【説明要旨】

○平成29年3月改定の国の「いじめ防止等のための基本的な方針」の内容及び本市の現状・課題等を踏まえ、本市のいじめ防止基本方針を改訂する。

○改定の主なポイント（国改定基本方針の反映）

・いじめの認知や解消としては、いじめの行為が止んでいることについては3か月を目安とすること、心身の苦痛を受けていないことについては、被害児童生徒及び保護者に確認することを含めた。

・児童生徒への配慮としては、東日本大震災関係のいじめや性同一性障がい

への配慮，スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの積極的活用を行うこととした。

○改定の主なポイント（本市の現状と課題を踏まえた対応策の反映）

- ・未然防止として，児童生徒が互いに認め合う活動を充実していく。
- ・組織的対応として，校長への速やかな報告，「いじめ等対策委員会」の積極的な活用，初期段階からの組織的対応の徹底を行う。
- ・認知の共通認識として，いじめの認知の考え方を教職員へ周知徹底する。
- ・スマホ・携帯電話として，「スマホ・ケータイ宮っ子ルール共同宣言」に基づく取組をさらに推進する。

○今後のスケジュールは，10月20日以降に各学校に周知し，市の方針をもとに，平成30年3月までに各学校の基本方針を改訂し，来年度4月に公表となる。

教育長
大場委員

説明は以上だが，質疑などはあるか。

学校のいじめ対策の取組を積極的に周知するということだが，先日私が住んでいる地域の小学校で，指導主事を招いて講話を行ったことが学校だよりも詳しく出ており，それが回覧板で地域に周知されたことは大変良いことであると思った。地域の方にもそういった学校の姿勢を理解していただけることは必要なことであると感じた。

教育長

このとおり決定してよろしいか。

（全員了承）

教育長

議案第35号を決定する。

教育長

次に，報告事項に入る。

報告第55号「平成29年度『全国学力・学習状況調査』の結果概要について」説明願う。

学校教育課長

【説明要旨】

- 教科に関する調査の結果については，小6・中3ともに全教科で，平均正答率が全国平均・県平均を上回っている。
- 全国平均を大きく上回ったものは小学校は算数A，中学校は国語Bである。
- 教科別の状況では，国語は小6・中3ともB（活用）の上回り方が大きく，算数・数学は小6のA（知識）の上回り方が特に大きかったが，平均を工夫して求めるなどに課題があった。
- 児童生徒のアンケート結果では，話し合う態度や認め励ます指導，社会への関心に肯定的回答が高かった。課題については，小6では自分の考えを表現する力，中3では家庭学習時間に関する肯定的回答が全国平均を下回った。
- 学校アンケートでは，児童生徒の考えを引き出す指導や小・中の連携が全国平均を上回っているほか，家庭学習への指導の肯定的回答が昨年度より増加しているが，言語能力の育成に関する肯定的回答が全国平均を下回ったことが課題である。

○今後の取組については、県の学力調査で示した取組と合わせて、市教委と学校の取組をまとめたが、市教委としては、学力調査の分析結果を踏まえて、学校訪問等でそれぞれ指導助言すること、学校としては、自校の結果を分析し、学校全体での指導の工夫・改善に取り組むこととした。

教育長
伊藤委員

説明は以上だが、質疑などはあるか。

教職員向けリーフレット「効果的な家庭学習を目指した4つの取組」があるとのことだが、手元にはないので、参考までにいただきたい。

学校教育課長
教育長

承知した。

このとおり承認してよろしいか。

(全員了承)

教育長

報告第55号を承認する。

教育長
児童虐待対策担当主幹

報告第56号『「児童虐待防止・対応の手引」の改訂について』説明願う。

【説明要旨】

○平成23年作成の「学校・幼稚園・保育園における児童虐待対応の手引」について、一部内容を見直し改訂するとともに、効果的な活用を図る。

○改定のポイントは、「未然防止」の視点を加えたこと、新たに「窓口・健診・訪問等の従事者」編、「地域の見守り活動」編を作成したこと、児童虐待の未然防止につながる市の行政サービスや相談窓口を具体的に示したこと、「概要版」を作成し、児童虐待早期発見のためのチェックリストを載せるなど、職員研修や実践の場で活用しやすくしたことである。

○今後の活用については、11月の児童虐待防止推進月間に合わせ、学校、教育・保育施設管理者会議や研修会等で説明を行い、職員への周知・啓発を図るほか、関係課・機関等との連携した研修等を実施し、児童虐待防止に係る理解促進と対応力の強化を図っていく。

教育長
伊藤委員
児童虐待対策担当主幹

説明は以上だが、質疑などはあるか。

この手引は市ホームページに掲載するのか。

小中学校の教職員向けには、教育情報システムでアピールをするとともに、いつでも引き出せるように掲示していきたい。また、市ホームページ、さらには校長会などの場面で啓発を行い、随時必要な方に使ってもらえるよう準備したい。

伊藤委員
児童虐待対策担当主幹

例えば保育園の管理者も見ることができるということでよいか。

保育園や幼稚園については、まず実物を持っていくことで活用していただくとともに、CD-ROM等でデータとしてお渡しするような工夫は考えている。

伊藤委員

児童虐待への対応については、本来なら児童相談所がある程度対応しなければならないところだが、児童相談所は非常に事件が多く、相談しても大きな話でないとか言われたり、対応が遅れてしまったりしているという状況を聞いている。児童相談所に駆け込んだはいいが、対応が遅れたりする場合もあるが、一方で虐待は緊急を要するものである。そうになると、市としては、先に児童相談所に行って相談をしているような事例があった場合には、児童相談所での対応の結果を待つ

てから対応するのか、または児童相談所がどう動くかとは別に、市として対応していくのか、どちらになるのか。

児童虐待対策担当主幹

今の問題については、特に中核市の場合は児童相談所が市にあることも多いので、市に連絡する場合と、近い場所にある児童相談所に連絡する場合と、市民の方は迷うこともある。概要版に宇都宮市が各年度の新規で通告を受けた児童虐待相談受付の受理数を記載しているが、斜線部分が児童相談所が宇都宮市内から受けた件数になっている。これを見ると、宇都宮市の場合では、児童相談所がかなりの数を受け付けており、これまでも子どもを保護しなければならないような重篤な案件以外については、市と連携して市が受けたり、児童相談所が対応したりということやってきた。ただし、来年度からは児童相談所で一旦受けたものでも、市町村が対応すべきものに該当するものについては、全て市町村においてくることになっており、その数やリスク、対応などについて現在ワーキンググループで検討しているところである。現時点で予定しているのは、斜線部分の半分が宇都宮市で対応しなければならないものとして考えており、市の対応力の強化を図らなければならないと危機感を感じている。いずれにしても、大切な子どもたちの笑顔を守るのが市町村の役割なので、児童相談所の権限を使った指導・支援と、私どもの寄り添い型の支援とをうまくマッチさせて、子どもたちを救う支援に向けていきたいと考えている。

伊藤委員

それぞれの保育園には、問題が発生した際に苦情処理を行う理事会や第三者委員会などがあると思うが、そういった組織とうまくタイアップして話をしていかなければならない。虐待については中には過剰反応のものもあると思うが、実際に被害は子どもに起きてしまうものであり、発生してからでは対応が遅いとなるので、できるだけ施設側と連携して解決を図ることをしていかなければならない。虐待が増えている現状からすれば、児童相談所があるから安心だとは言えなくなっているもので、そういった対応をお願いしたい。

山田委員

虐待防止については、各地区で虐待防止に関わる機関などが整理されているが、なかなか情報がもらえないのが地域から見た課題であった。こういった手引きが整備されることにより、実態的に機能することを期待したい。

教育長

このとおり承認してよろしいか。

(全員了承)

教育長

報告第56号を承認する。

教育長

その他の案件については、資料提供のみであるので、後ほどご覧いただきたい。

【公開できる案件の終了】

教育長

これからの議案は非公開の案件であるため、傍聴者等の退席をお願いする。

【傍聴者の退席、非公開審議の開始】

- 協議第3号「第2次学校教育推進計画（素案）について」
⇒ 承認
- 協議第4号「(仮称)宇都宮市歴史文化基本構想（素案）について」
⇒ 承認
- 報告第53号「教育行政相談の内容と対応について」
⇒ 承認
- 報告第54号「学校等事件・事故について」
⇒ 承認

【非公開審議の終了】

教育長

以上で議事は終了となる。

教育長

次に、その他案件にかかる自由討議に入るが、本日は、山田委員よりご意見をいただきたい。

山田委員

全国学力・学習状況調査の報告でもあったが、「家庭学習の充実」については、先生方の肯定的な回答が多いが、放課後子ども教室で子どもたちが宿題をやっている様子を見ていると、学校の宿題の出し方が気になる。捉え方や角度によるので一概には言えないと思うが、例えば漢字の宿題などでドリルを利用している場合もあれば、練習帳に何ページ分書く場合もある。宿題の出し方についての研修も設けられていると聞くが、家庭学習について先生方の共通理解がどのように図られているのかということをまず伺いたい。それともう1点、家庭学習とは、アンケートなどで学校の授業以外での学習時間という表現が使われるが、これには塾の学習も入るという意味でよいか。

学校教育課長

宿題の基準については、市教委としてこういった宿題を出すとか週何回出すとかなどの具体的な基準は設けていないが、学校教育スタンダードや市教委が作成しているリーフレット等において、宿題の出し方にかかる注意点などを記載したものを学校に配付しており、それらを参考にしながら各学校等でそれぞれ考えて宿題を出しているところである。家庭学習の時間については、全国学力学習状況調査やとちぎっ子学習状況調査などの調査があるが、塾の時間も家庭学習の時間に含まれている。

山田委員

確かな学力の定着という意味では、家庭学習の時間にも取り組まなければならないと思うが、全国学力学習状況調査等のアンケートでは、例えば学校質問の中で「家庭学習の課題の与え方について、校内の教職員で共通理解を図ったか」と肯定的回答をした教職員が100%であったほか、家庭学習の取組に対する質問項目には肯定的回答が高い数値である。しかし、実際に出されている宿題が、ドリルだけだったり、漢字の書き取りだけだったりすると、家庭学習の方法が分からない子どもたちにとってはもったいないと感じる。今「効果的な家庭学習を

目指した4つの取組」のリーフレットをいただいたが、これは教職員向けに配付されるものだと思うが、子どもたちに向けたものはないのか。

学校教育課長 市教委では子どもたち向けのリーフレットは出していないが、教職員向けのリーフレットを受け、各学校が学校の実態に合わせて出している。もちろんドリル自体も、学力の基盤づくりを行う上では非常に大切なものであり、それぞれの発達段階に応じて学習の仕方を指導している。また、学年が上がるにつれて、宿題ではなく自主学習ノートという形態で、自分で学習内容を考えながらノートに自主学習をして学校に提出する方法などもあり、各学校が学校の課題に応じて、様々な工夫をしながらやっているところである。

山田委員 大学と連携した「家庭学習の手引」などが出されているケースもあり、そういった形で学校から保護者に家庭学習の重要性を発信することが一番よいとは思いますが、教育委員会としても、携帯やテレビ、自分の余暇時間なども含めていかに子どもたちに家庭学習を定着させるための方策などを各学校に伝えながら、重要性を発信し続けられるといいと思う。

学校教育課長 保護者向けのリーフレットであれば、2、3年前に市教委から低学年用などいくつか段階を分けて配付したことがある。また、本市独自の連絡帳として「スタンダードダイアリー」があるが、その中で、学力調査の正答率と家庭学習の時間、スマホの時間との関係性などをグラフ化し、各家庭における家庭学習の注意点などを含めた内容を2ページほど掲載し、全児童生徒に配布する取組を毎年度行っている。

山田委員 リーフレットは毎年度継続して出し続けていないのか。

学校教育課長 予算の関係もあるので、継続しているものではない。

山田委員 スタンダードダイアリーなどの活用ももちろんだが、子どもたちは学校で先生から説明を聞いてくるが、保護者に対しても意識付けをしていくことを、今後取り組んでいただきたいと思う。

教育長 各学校で家庭学習の定義というのは作成していないのか。

学校教育課長 「〇〇の学び」のような形で、家庭学習に限らず、基本的な授業態度や家庭学習での注意点などを作成し、配布している学校も増えており、最近では、地域学校園で共通のものを作ることも始まっている。

山田委員 家庭学習も含めて規則正しい生活や計画性を持つことを、小学校低学年から教えていかないと身に付かないこともあり、低学年となると保護者の関わりも大きいので、あるものはどんどん発信してほしい。

教育長 あるときに学力調査の結果分析をした際、家庭学習の習慣がないことが、点数が上がらない原因であることが分かったので、それらを学校に周知徹底させるなど、これまで家庭学習については課題意識を持って取り組んできた。

山田委員 これまでの取組の成果が出始めているので、今は継続しているということか。

教育長 そうである。教職員向けのリーフレットにも、家庭学習の手引き等の作成・配布などが記載されているので、そういった部分で現在取り組んでいるところである。

山田委員 こうしたリーフレットに予算が必要であるなら、ホームページにも掲載するこ

とで、子どもたちが自分で見ることもできるようになるし、市教委と個人がもう少し身近に繋がれるような関係性も構築できるのかなと感じる。

教育長
山田委員 学校と個人関係性ではなく、市教委と個人の関係性というのはなかなか難しい。こうしたリーフレットをせっかく出しているの、目に触れさせるような努力が必要だと考えたところである。

教育長
大場委員 それは必要なことである。
現在は共働き家庭が多いので、昔と違う部分があるかもしれないが、保護者はどんなに忙しくても、やはり子ども第一で生活してもらいたいと思う。ただ、個人的なことなので、なかなか踏み込めることではない。秋田は家庭学習の時間が長いというデータを見たことがあるが、それについて何か研究したことはあるか。

学校教育課長 研究ではないが、昨年度に指導主事が秋田に行ってきたところだが、確かに家庭学習の時間は長いようであった。家庭学習の時間はどの地域でもきちんと確保しなければいけないので、先ほど山田委員からご意見いただいたように、リーフレットなども教職員は全て見る事ができるので、それぞれの学校で学校なりのものを作り、保護者や子どもたちに啓発していかなければならないと考えている。今、家庭学習の習慣については大きな課題になっており、全ての子どもたちにとりいう点では、様々な状況があつて保護者がどこまで関われるかという課題はあるが、その分、子どもたちがやってきた宿題は教員が必ず目を通すなど、簡単などころから徹底し、習慣化に向けて取り組みたいと考えている。

教育長 東京から秋田に行った人が驚いたことは、子どもたちが先生に敬語を使うこと、そして宿題が多いことだそうである。宿題の量が多いことが良いかどうかは分からないが、敬語を使うということは、先生の言うことをきちんと聞くことができているということである。

山田委員 現在、様々な情報が錯乱している中で、宿題は必要ないという、家庭学習の在り方を根本から覆すようなことを言っている学者もいると聞く。家庭学習がいかに有効であるかを子どもたち一人一人が知る機会を、学校を通して教えていければいいと思う。

伊藤委員 昔なんかは宿題で漢字の書き取りなどやらされて、一週間で何文字書かなければならなくて、それができなかった場合には先生にとっても怒られたなんてことがあった。今はそういう時代ではないと思うが、宿題というものが、成績の評価を行うための一つの材料になるが気になるが、どうなのか。

学校教育課長 教員が宿題の中身を見た上での評価をしている。例えば漢字の書き取りを何ページやればいからと言って、“一”ばかり書くなどということはもちろん駄目であり、きちんと教員が確認をし、どのくらい努力しているかなどを評価して所見に書くことはしている。先ほどは紹介できなかったが、小学校にステップアップシートというものを配付しており、各学校では国語や算数の基本的なことを子どもたちにやらせて、100点がとれるまで頑張らせたりすることも行っている。ここ数年では、各学校でこうした基礎や基本となる部分をまずは定着させるための取組を重要視し始めている印象がある。

山田委員

先日も子どもたちの宿題をする場面を見る機会があり、ノートに“へん”をひたすら書いた後に“つくり”を書いている様子を見た。子どもに「こんな書き方では書き順覚えられないね」と聞くと、「先生は見るだけだからいい」という言い方をされた。漢字などは出来上がったものしか見ることができないので、書き順までは分からないのが引かかったが、今、家庭学習が問題とされている中で宿題を出す根拠は何だろうと考えた。今の時代は、保護者が何に対しても根拠を求める傾向があり、何のために宿題をするのかという保護者も中にはいないとは限らない。保護者は子どもの成績には敏感で、成績がよくなるためのことには多くの保護者が努力すると思うので、どのような考えで宿題を出しているのかなどを提示することも含め、対応していければいいと考えたため、家庭学習、宿題について質問させていただいた。

教育長

家庭学習のあり方については、まだまだ課題であると思われるので、引き続ききちんと取り組んでいきたい。

教育長

今回は清島委員を指名させていただくので、よろしく願いしたい。

教育長

その他、何か意見などはあるか。

文化財活用推進担当主幹

10月22日に開催予定であった「宇都宮城址まつり伝統文化と歴史の祭典」については、台風の影響で荒天が予想されることから、中止となったことを報告する。なお、15時の段階で報道関係者には情報提供した。

教育長

それでは事務局からの連絡事項である。

事務局

- 今後の会議等の日程について
11月21日（火） 午後2時30分～ 定例会・委員協議会
- 委員協議会について
この後、休憩をはさんで委員協議会、委員 de サロンを開催

教育長

以上で、本日の委員会を閉会とする。

終了時刻 午後3時35分

署名委員

署名委員
